

『広報さくほ』 台風 19 号災害関係 第 3 号

令和元年 10 月 18 日

「広報さくほ」号外については、10 月 15 日に第 1 号、10 月 17 日に第 2 号、そして本日第 3 号を発行します。

内容は、10 月 18 日 21 時現在のものです

1 被害状況等

(1) 道路の状況

- 国道 141 号は、宿岩の丸山木工付近で、法面が延長 200 メートルほど崩落して通行止継続中です。大型土のうを積み上げ仮復旧に向けた作業が進められています。
- 国道 299 号は、町内は通行できますが、群馬県側、茅野市側いずれも通行止です。
- 中部横断自動車道は全面開通、主要地方道川上佐久線も通行に支障はありません。
- 余地、大日向の集落内道路は、大型土のうを敷設し仮復旧させる工事が進められています。
- 林道関係は被害状況調査を行っています。

(2) 停電状況

- 中部電力から、町内の停電は解消されたと連絡が入りました。

(3) 断水状況

- 現在、大日向 3～5 区、余地、かさなりで 158 戸が断水しています。
- 余地研修センター、余地生活改善センター、大日向多目的研修センター（3 区）、大日向 4 区公民館、大日向 5 区生活改善センター、かさなり団地公民館に給水タンクを設置してあります。
- 役場佐久庁舎、八千穂福祉センター、茂来館、社協ふれあい・こまどり支所、及び国道 299 号山口自動車钣金入口、余地入口信号付近給水所で給水が可能です。タンク等をご持参ください。
- 給水車が朝夕の 2 回、大日向 4・5 区、余地、かさなり区を巡回しています。

2 佐久穂町が災害対応で提供しているサービスの一覧

(1) 避難所の開設状況

- ご自宅での生活が困難な方のために、茂来館、佐久穂小中、を避難所として開放しています。

(2) 携帯電話等の充電可能場所の開設状況

- 停電は解消しました。

(3) 仮設トイレの設置

- 大日向 1 区生活改善センター、大日向 5 区公民館、余地本郷に仮設トイレを設置しています。

(4) 入浴サービスの状況

- 社協こまどり支所（13 時～20 時）、海瀬館（10 時～15 時）の入浴サービスは本日で終了です。
- 八千穂高原区の八千穂山荘では、終日入浴利用と洗濯機利用をさせていただきます。19 日は、無料で食事提供も行います。また希望者には、一泊のみ無料でご宿泊いただけます。
- 佐久リゾートゴルフ倶楽部（11 時 30 分～16 時）、八峰の湯・滝見の湯（10 時～21 時）、灯明の湯（土日祝のみ 11 時～21 時）それぞれ開放いただいておりますが、こちらは役場佐久庁舎会計室で配布する無料券をご持参のうえご利用ください。

(5) 災害ごみの収集場所

- 元気がでる公園下駐車場 9 時から 16 時。受入は本日までです。
- 明日 19 日からは南佐久環境衛生組合駐車場で受付をします。

- 回収できるのは流木、家電、たたみ、布団、家具などの「災害ごみ」のみです。回収できないのは、生ごみ、燃料の入っているものなどです。土砂の捨て場については役場までお問合せください。
- (6) 災害ボランティアの募集について
- 南佐久郡町村会・佐久穂町社会福祉協議会で災害ボランティアセンターを開設しました。受付は午前9時から9時30分、12時から12時30分まで、佐久穂町社会福祉協議会で行っています。
(Tel : 0267-86-4273)

3 佐久穂町の通常サービスの状況について

- (1) ゴみの収集について
- 可燃ごみ、容器プラのみ通常通り収集しますが、それ以外は当面中止です。
- (2) 佐久穂小中学校について
- 通常どおり開校しています。
 - 余地、大日向地区についてはスクールバス路線を変更します。バス停は学校からの指示に従ってください。
- (3) 保育園について
- 町立保育園（栄、海瀬、八千穂）は通常通り開園します。
 - 断水等で、主食（ご飯）の用意ができないご家庭は、当日園長にお伝えください。保育園で用意します。
- (4) こどもセンターについて
- こどもセンターは、通常どおり開設します。
 - 学童クラブは、通常どおり開設します。
- (5) 役場の住民票、各種戸籍、税金、福祉サービスなどの窓口対応
- おおむね通常どおりですが、お急ぎの件以外はできるだけご遠慮いただきますようお願いいたします。
- (6) げんでる号
- 通常通り運行しています。ただし余地は友野組付近まで、大日向は299号バイパスを通行し大日向1区生活改善センターまでの運行となります。
- (7) 罹災証明書の発行について
- 罹災証明の受付を開始しました。被害状況を写真に収めていただくと、手続きがスムーズになります。被害状況がよくわかるように、全体の状況、個別の状況、メジャーなどで被害状況がわかる写真を保存していただきますようお願いいたします。
 - 詳しい内容は、住民税務課（Tel : 0267-86-2526）までお問い合わせください。